深川地区消防組合会計不正経理問題の裁判結果と今後の対応について

《深川地区消防組合 平成26年10月》

深川地区消防組合(以降は「消防組合」と記載します。)では、平成24年度に発覚しました不正経理問題につきまして、不正経理を行ったと自ら認めている元消防長に対して損害賠償を求める民事訴訟を平成25年7月12日(金)旭川地方裁判所に提起していましたが、このたび8月26日(火)に民事訴訟の判決が言い渡され、判決が9月13日(土)に確定しましたので、判決内容の概要をお知らせするとともに、今後の対応につきましてご説明いたします。

1 不正経理発覚の経緯と消防組合・消防組合議会の対応

平成24年4月16日の例月出納検査(監査委員により毎月行われている会計検査)で、監査委員から「定められた納期までに納付されなければならない消防負担金(組合構成1市5町;深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町から納付される負担金)に3310万円の未収金があることは問題である。」との指摘を受けました。

消防組合では監査委員の指摘を受けて、関係書類に基づく内部調査の実施や元消防長を含めた消防職員等への事情聴取及び組合議会からの求めに基づく公認会計士の検証を行った結果、元消防長による決算書の改ざん及び多額の使途不明金、消防負担金の前年度会計への繰り入れなどの不正経理が判明したため、速やかに消防組合議会に報告するとともに、深川警察署等に刑事告訴を行いました。(この刑事告訴については不起訴処分(起訴猶予)となりました。)

一方、消防組合議会では、消防組合からの報告を受けて議会内に不正経理等調査特別委員会を設置し、元 消防長を含めた消防関係者からの聞き取りや消防組合への公認会計士による検証を求めることなどを行い、 不正経理等調査特別委員会として消防組合に対して民事訴訟の法的手段を講じて損害額全額の回収を行うこ とや、再発防止策の検討を行うことなどの提言を行いました。

2 民事訴訟の提起から判決までの経過

上記「1」の事情聴取において、元消防長は不正経理を行ったことを認めたことから(ただし、元消防長は私的着服は否定しました。)、損害額の全額回収と裁判を通して不正経理の真相解明を行うために民事訴訟を提起することとし、平成25年3月21日に消防組合議会の議決を得て、7月12日に訴訟代理人(旭川市所在の法律事務所)を通して旭川地方裁判所に訴状を提出しました。当該訴状は、同裁判所において同日付で受理されました。

なお、消防組合では訴状を提出する前に、元消防長に対して平成 25 年 4 月 30 日までに 3310 万円を 支払うように求めましたが、元消防長からは何の応答もなく期限が過ぎたものであります。

同裁判所では訴状受理後、口頭弁論が3回(H25.9.4、H26.3.18、5.21)と非公開による弁論準備手続が3回(H25.10.23、12.4、H26.1.22)行われ、去る8月26日に同裁判所から判決の言い渡しがあり、9月13日に同判決が確定しました。

3 今回の裁判における消防組合の主張と元消防長の主張及び旭川地方裁判所の判決論旨

【消防組合の主張】

元消防長は、平成6年4月頃から平成17年3月4日までの間に、自己の用途に充てるなどの目的で消防組合の費用を装った架空経費の支出伝票を作成し、この伝票で深川市会計課を誤信させ、指定金融機関派出所で消防組合口座から計7994万9601円を引き出して同額を詐取したものであるので、『元消防長が最終的に経理上処理し残したことが明白な3310万円と弁護士費用相当額331万円の合計3641万円の支払及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払』と『訴訟費用の被告側(元消防長)負担』『仮執行の宣言』を求めました。

【元消防長の主張】

元消防長は、不正経理と知って関与した職員は自分以外におらず、自分一人が不正経理で消防組合口座から現金を引き出したこと自体は認めるが、出金額合計が7994万9601円である点は否認する。不正経理の方法で引き出したのは3310万円に過ぎず、出金の目的及び使途が自己の用途に充てたとする点は否認する。不正経理を行ったのは個人的な着服ではなく、消防組合の支払や自分が経理事務を引き継いだ時点で生じていた累積欠損の補填のためで、自分の行為は詐欺に当たらないと主張しました。

【旭川地方裁判所が8月26日に出した判決の論旨】

- ① 元消防長は、平成 13 年 4 月 24 日から平成 17 年 3 月 4 日までに、架空経費の支出伝票を作成して出金する方法(以降は「不正経理の方法」と記載します。)で消防組合口座から少なくとも 2440 万円を引き出しており、こうした水増し操作は不正経理の方法で生じた会計上の欠損を隠ぺいする目的で行われたものであることは明らかである。
- ② 元消防長が指示した組合構成4町からの消防負担金にかかる繰入れ操作の目的は、不正支出により実際の収支残高が決算書の収支残高と一致しないことを隠ぺいするとともに、欠損を翌年度会計に先送りするために行われたものと認められる。
- ③ 元消防長は、平成6年4月から平成17年3月4日までに、水増し操作による隠ぺい額4684万9601円と繰入れ操作による隠ぺい額3310万円の合計7994万9601円を不正経理の方法で消防組合口座から出金したものと認められる。元消防長は出金額は3310万円と主張するが、これを裏付ける証拠はなく、元消防長の主張は採用できない。
- ④ 元消防長は、出金の目的及び使途について、個人的な着服ではなく、消防組合の支払や元消防長が経理事務を引き継いだ時点で生じていた累積欠損の補填等に充てたと主張するが、そもそも使途がいかなるものであろうと、真実の資金使途を秘して出金すること自体、詐欺行為の成立を免れないし、元消防長は、資金使途について何ら具体的な主張を行わず、詳細は記憶がないなどとして供述しないばかりか、累積欠損の存在について経理事務を引き継いだ段階で上司等にも一切説明をしておらず、元消防長の主張は採用できない。
- ⑤ 元消防長は、自己の用途に充てるなどの目的で、不正経理の方法により消防組合から合計 7994 万9601 円を詐取したものと認められ、消防組合には同額の損害が生じていると認められる。したがって、不法行為で生じた消防組合の損害額は、当該額と弁護士費用相当額 331 万円を加えた 8325 万9601円となる。

【判決の結論】

消防組合の主張を全面的に認め、前記の「判決の論旨」に基づいて、次のとおり言い渡した。

- ① 被告(元消防長)は、原告(深川地区消防組合)に対し、金3641万円及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は被告(元消防長)の負担とする。
- ③ この判決は、仮に執行することができる。

4 今後の対応

消防組合といたしましては、今回の判決の確定を受け、今後弁護士の協力を得つつ速やかに損害賠償金の全額回収に向けて最大限の努力をしてまいります。

なお、消防組合では保存している関係書類をもとに、この裁判を通して、被告(元消防長)に対し消防組合が被った損害の賠償を求めるとともに、不正経理が「どのような方法で」「何のために行われたのか」など不正経理の真相が少しでも明らかになるように努めてまいりましたが、判決の論旨の④にあるように、元消防長は不正経理で得た資金の使途については記憶がないなどとして何も具体的な発言は行いませんでした。

消防組合といたしましても、当該裁判を通して今回の不正経理の真相解明が進まなかったことはたいへん 遺憾に存じておりますが、今後はいずれにせよ二度とこのような不祥事を起こさないように再発防止に万全 を期してまいります。

○ 本書に関する問い合わせ先

深川地区消防組合消防本部総務課

〒074-0008 深川市8条10番20号(電話0164-22-3160 ファクシミリ0164-23-3312)